

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等 に対する意見の募集について

1 趣旨

トラックやバスのAT車の普及が進んでいる状況や職業ドライバー不足等の近年の状況を踏まえ、大型免許等にAT免許を導入するとともに、技能試験、技能教習及び技能検定（以下「技能試験等」という。）の方法等の見直しを行うため、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号）の改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

令和6年4月19日（金）から令和6年5月18日（土）まで（30日間）

3 内容

- 大型免許、中型免許及び準中型免許（これらの仮免許含む。）並びに大型第二種免許及び中型第二種免許にAT免許を導入する。
- 技能試験等は全てAT車を用いて行い、MT免許のクラッチ・ギア操作に係る項目のみ、MT普通車で行う。
- 中型第二種免許の試験車両規格をマイクロバスのサイズに見直す。
- その他所要の改正を行う。

4 施行期日

- 試験車両の開発・導入時期等に鑑みて、普通・普通第二種免許に係るものは令和7年4月1日、中型・準中型・中型第二種免許に係るものは令和8年4月1日、大型免許に係るものは令和9年4月1日、大型第二種免許に係るものは令和9年10月1日
- その他所要の改正は公布の日